

一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部 規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会定款（以下、「定款」という）第3条に基づき設置するもので、一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部（以下、「支部」という）と称する。

(管轄区域)

第2条 支部の管轄区域は北海道全域とする。

(支部)

第3条 支部の所在地は、北海道札幌市とする。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 支部は、定款第4条に準拠し、管轄区域における働く人びとの心の健康及び職業生活に係る諸問題に対応し、産業カウンセラーの養成、試験及び研修の実施、キャリアコンサルタントの受験資格を付与する養成講習、更新講習及び研修等の実施、産業カウンセリングの調査、研究、相談事業の普及拡大を図り、就労の支援及び勤労者の福祉向上に努め、もって企業、産業及び社会の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 支部は、前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。

- (1) 産業カウンセラーの養成に係る養成講座の計画・実施及び実技指導者の養成
- (2) キャリアコンサルタントの受験資格を付与する養成講習及びキャリアコンサルタント更新講習の計画・実施及び指導者の養成
- (3) シニアコース講座及び新シニア育成講座の計画・実施
- (4) 企業等を対象とするカウンセリングサービスの実施並びにメンタルヘルス及び能力開発等に関する研修の受託
- (5) 地域住民等に奉仕する相談活動
- (6) 会員の資質向上と専門技能の習得を図るための研修等の活動
- (7) 資格更新制度の推進に関する事項
- (8) 産業カウンセラー試験に関する事項
- (9) 会員学習グループの活動に関する事項
- (10) 産業カウンセリングに関する啓発のための活動
- (11) ADR（裁判外紛争解決機構）事業の実施
- (12) その他、支部の目的達成に必要な事業

第3章 運営幹部・運営協議員および支部監事

(運営幹部等の種類と定数)

第6条 支部に運営幹部・運営協議員および支部監事をおき、その定数はつぎのとおりとする。

- (1) 運営幹部 7名以上13名以内
 - うち 支部長 1名
 - 副支部長 2名以内
 - 支部事務局長 1名

運営幹部	9名以内	
(2) 運営協議員	15名以上27名以内	ただし運営幹部を含む
(3) 支部監事	2名	

(選任)

第7条 運営協議員は、支部の管轄する区域内に居住するかもしくは同区域内を登録地とする協会正会員（以下、「支部正会員」という）の中から、別に定める「役員候補者並びに運営幹部・運営協議員および支部監事の選出に関する規程」（以下、「運営幹部等選出規程」という）に基づき選任された候補者について、支部総会において承認を得る。

2 支部長、副支部長、支部事務局長および運営幹部は、別に定める「運営幹部等選出規程」に基づき選任された運営協議員候補者の中から選任し、支部総会において承認を得る。

3 支部監事は、支部正会員の中から、「運営幹部等選出規程」に基づき選任された候補者について支部総会において承認を得る。支部監事は運営協議員または支部の事務局員を兼ねることはできない。

(辞任)

第7条-2 運営幹部、運営協議員および支部監事が辞任しようとする時は支部長に、支部長が辞任しようとする時は会長に、それぞれ書面による辞任届を提出しなければならない。辞任届提出の日から5日を経過したときはこれを撤回できない。

2 運営幹部または運営協議員であって支部が規定する役職にあたる者が辞任するときは、運営協議員も併せて辞任しなければならない。ただし、特段の事情があると運営幹部会で決議したときはこの限りではない。

(職務)

第8条 支部長は支部を代表して支部運営を統括するとともに、「支部長業務の権限と責任に関する規程」に定める以下の権限を有することとする。

- (1) 支部が実施する業務に関する他の団体との契約に関する事項
- (2) 支部事務所（地域・県事務所含む）の開設および運営管理に関する事項
- (3) 支部事務所（地域・県事務所含む）に勤務する事務職員等の雇用、労働条件および解職に関する事項
- (4) 事務所で使用する什器備品の購入または賃貸借契約に関する事項

2 支部長は、前項に定める事項の実施状況および財政の管理、経理等については半期ごとに会長に報告し、承認を得なければならない。

3 副支部長は、別に定める「支部業務分掌規程」に基づき支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ指名した順序にしたがって、その職務を代行する。ただし、副支部長が支部長の職務を代行する場合は、所定の様式によりあらかじめ会長の承認を得なければならない。

4 支部事務局長は支部長を補佐し、別に定める「支部業務分掌規程」ならびに「支部事務局長の職務分掌に関する規程」に基づき支部事務局を統括する。

5 運営幹部は、別に定める「支部業務分掌規程」に基づき担当する業務を統括する。

6 支部監事は、定款第32条の規定に準じて以下の職務・権限を有するものとする。

- (1) 運営幹部の職務執行を監査すること。
- (2) 支部の業務並びに財産および会計について監査すること。
- (3) 支部総会ならびに必要な場合は幹部会および運営協議会に出席し、意見を述べること。
- (4) 運営幹部が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、または法令、定款および支部規程に反する事実があると認めるときは、幹部会および支部総会に報告すること。

(任期)

第9条 運営協議員及び支部監事の任期は、選任されて2年後に開催される定時支部総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 運営協議員及び支部監事に欠員が生じた場合は、運営協議会の議決により補充することができる。この場合は、その後開催する直近の支部総会において承認を得なければならない。

3 補充により就任した運営協議員及び支部監事の任期は、それぞれ前任者の任期の残存期間とする。

4 運営協議員及び支部監事は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第10条 運営協議員および支部監事がつぎの各号一に該当するときは、支部総会の議決を経て解任することができる。この場合、当該運営協議員および支部監事にたいし、支部総会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 法令、定款または支部規程等に違反する行為をおこなうなど、運営協議員及び支部監事としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 支部総会

(種類)

第11条 支部総会は、定時支部総会と臨時支部総会とする。

2 支部総会は支部正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 定時総会は毎年1回、会計年度終了後、3か月以内に開催する。ただし、開催は協会本部定時総会開催前とする。

2 臨時支部総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 運営協議員の請求に基づき、運営協議会の決議があったとき。

(2) 支部正会員の10分の1以上から会議の目的及び会議に付議すべき事項を文書で示して臨時支部総会開催の請求が運営幹部会にあったとき。

(招集)

第13条 支部総会は、運営協議会の決議に基づき、支部長が招集する。

2 支部長は、前条第2項第2号の請求があった場合には、その請求があった日から6週間以内に臨時支部総会を招集しなければならない。

3 支部総会の招集は、少なくとも開催期日の7日前までに、会議の日時、会場、審議事項を記載した書面をもって、支部長が支部正会員に通知する。

(権能)

第14条 支部総会における議決に関しては、一般社団法人日本産業カウンセラー協会の定款、諸規程、諸規則ならびに協会本部総会および理事会の決定事項が優先するものとし、それらに反する支部総会の議決は無効とする。

2 支部総会は以下の事項について報告する。

(1) 支部事業報告および支部決算報告

(2) 支部事業計画および支部収支報告

3 支部総会は以下の事項について議決する。

(1) 支部規程の改廃

(2) 運営協議員および支部監事の選出

(3) その他運営に関する重要事項

(議長)

第15条 定時支部総会の議長は支部長とし、臨時支部総会の議長は出席支部正会員の中より選出する。

(定足数)

第16条 支部総会は、定時支部総会においては直近の会計年度末における支部正会員数の、また、臨時支部総会においては開催日の前月末における支部正会員数の、それぞれ5分の1以上の出席により成立する。ただし、該当議事につき書面をもって、あらかじめその意思を表示した者（書面表決者という）、および他の出席支部正会員を代理人として表決を委任した者（表決委任者という）は出席者とみなす。

2 前項ただし書きのうち、書面表決者には電磁的方法によるものを含むものとする。

(議決)

第 17 条 支部総会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除き、出席支部正会員の過半数をもって決する。

(議事録)

第 18 条 支部総会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 支部正会員数および出席支部正会員数（書面表決者および表決委任者がある場合はその数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印する。

第 5 章 運営協議会

(構成)

第 19 条 運営協議会は運営協議員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 第 14 条第 1 項の規程は、これを運営協議会にも準用する。

- 2 運営協議会は以下の事項について審議決定する。
- (1) 支部事業報告および支部決算報告並びに支部事業計画および支部収支予算
 - (2) 支部総会から委任された事項
 - (3) 支部総会に付議すべき事項
 - (4) その他支部総会の議決を要しない支部業務の執行に関する事項

(開催)

第 21 条 運営協議会は原則として四半期に一回、開催する。

- 2 幹部会が必要と認めたとき、および運営協議員総数の 3 分の 1 以上の委員から会議での審議事項などを記載した書面をもって開催の請求があったとき、支部長が招集する。

(議長)

第 22 条 運営協議会の議長は支部長がこれにあたる。

(定足数)

第 23 条 運営協議会は運営協議会構成員の過半数（書面表決者および委任表決者を含む）の出席により成立する。

(議決)

第 24 条 運営協議会の議事は、出席した運営協議会構成員の過半数をもって決する

第 6 章 運営幹部会

(構成)

第 25 条 運営幹部会は運営幹部をもって構成する。

(権能)

第 26 条 運営幹部会は、支部の業務の運営にあたるほか、第 20 条第 2 項第 4 号に関し実行する。

(開催)

第 27 条 運営幹部会は原則として月 1 回開催するほか、支部長が必要と認めたとき、ならびに構成員の 3 分の 1 以上の者から開催の目的を書面に記載して請求があったときは、支部長が招集する。

(定足数)

第 28 条 運営幹部会は運営幹部会構成員の過半数（書面表決者および委任表決者を含む）の出席により成立する。

(議決)

第 29 条 運営幹部会の議事は出席した運営幹部会構成員の過半数をもって決する。

第 7 章 支部運営

(業務部門)

第 30 条 支部業務を円滑に遂行するため原則として支部につき業務部門を置くこととし、必要に応じ他の部門を置くことを含む設置に関する事項は運営協議会が決定する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 養成講座部
- (4) 会員研修部
- (5) C C 講座部
- (6) 事業推進部
- (7) 相談事業部
- (8) 会員部

2 業務部門各部の組織ならびに運営基準は別に定める。

3 業務部門各部は部長、副部長、部員で構成し、部長は運営幹部会構成員（支部長を除く）より選出する。

(事務局)

第 31 条 支部の事務を処理するため事務局を設け、支部事務局長および事務局員を置く。

2 事務局は支部事務局長が統括する。

3 事務局の組織、運営については運営幹部会が別に定めるところによる。

(地区活動部門)

第 32 条 支部の管轄地域に必要な応じて地区（府・県）事務所を置くことができる。

2 地区（府・県）事務所は支部長の統括のもとに活動することとし、その権能ならびに運営基準は別に定める。

(支部倫理委員会)

第 33 条 支部に支部倫理委員会を置く。

2 支部倫理委員会の構成および運営は「倫理委員会規程」の定めるところによる。

(専門委員会)

第 34 条 支部は必要に応じ、運営幹部会の議決により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の構成および運営は運営幹部会が定める。

第 8 章 資産および会計

(事業年度)

第 35 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の管理)

第 36 条 資産の取得および処分については、別に定める「支部長業務の権限と責任に関する規則」によるほか、「財産管理運用規程」を準用することとする。

(会計)

第 37 条 支部の経費は、前年度支部決算繰越金、事業収入、寄付金、協会本部からの会費還元金ならびにその他の収入をもって充てる。

(事業計画および収支予算)

第 38 条 支部の事業計画案および収支予算案は幹部会が作成し、運営協議会の議決を経て協会本部に提出する。

2 前項の内容は支部総会で報告する。

(事業報告および決算報告)

第 39 条 支部の事業報告書、貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）は、毎事業年度終了後、支部長が速やかに作成し、支部監事の監査をうける。

2 毎事業年度終了後、前項に定める事業報告書ならびに決算報告等については運営協議会の議決を経て協会本部に提出する。

3 前項の内容は支部総会で報告する。

第 9 章 その他

(規程の改廃)

第 40 条 本規程の改廃は、支部総会において出席支部正会員の 3 分の 2 以上の賛同により決する。

この規程に定めのない事項については、協会定款の定めるところに基づき運営協議会において決定する。
以上

附則

- 1 この規程は 2013（平成 25）年 6 月 22 日から施行する。
- 2 この改正規程は 2014（平成 26）年 6 月 29 日から施行する。
- 3 この改正規程は 2015（平成 27）年 6 月 28 日から施行する。
- 4 この改正規程は 2016（平成 28）年 6 月 26 日から施行する。
- 5 この改正規程は 2019（令和 1）年 6 月 23 日から施行する。
- 6 この改正規程は 2023（令和 5）年 6 月 25 日から施行する。
- 7 この改正規程は 2024（令和 6）年 5 月 26 日から施行する。